

門真市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生資源の集団回収を自主的に実施する団体に対して、これらの活動を奨励するため門真市再生資源集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって資源の有効活用を図るとともにごみの減量化に資することを目的とする。

(交付期間及び見直し)

第1条の2 奨励金の交付期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

2 市長は、奨励金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、奨励金の効果及び奨励金のあり方等を勘案した上で、交付期間、交付対象となる再生資源、奨励金の額等について見直しを行わなければならない。

(交付対象となる団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、再生資源の集団回収（以下「集団回収」という。）を実施する市内の自治会、婦人団体、子供会、学校のP・T・Aその他の営利を目的としない団体で第4条の規定に基づき市に登録しているもの（以下「登録団体」という。）とする。

(奨励金の交付対象となる再生資源)

第3条 奨励金の交付対象となる再生資源は、次の各号に掲げる品目とする。

- (1) 古紙（新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック等をいう。）
- (2) 古布
- (3) 廃食用油

(団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

- (1) 門真市再生資源集団回収実施団体登録申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の登録申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める団体については、門真市再生資源集団回収実施団体登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により門真市再生資源集団回収実施団体登録簿に登録した団体（以下「登録団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 登録団体が門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5年門真市条例第23号）第10条の3及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 登録団体となった日又は第7条の規定に基づき奨励金の交付申請を最後に行った日のいずれか遅い日から起算して3年間、新たに奨励金の交付申請がされないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録団体として不適当と認めるとき。

（奨励金の交付要件）

第5条 奨励金は、登録団体が次の各号に掲げる各期間において、定期的に3回以上集団回収を実施した場合に交付する。

- (1) 上半期（1月から6月までの期間をいう。以下同じ。）
- (2) 下半期（7月から12月までの期間をいう。以下同じ。）

2 登録団体の登録日が、上半期又は下半期（以下「半期」という。）の途中である場合においては、前項中「定期的に3回以上」とあるのは「1回以上」と読み替えるものとし、同項第1号中「1月」及び同項第2号中「7月」とあるのは「登録日」と読み替えるものとする。

（奨励金の額）

第6条 奨励金の額は、半期ごとに登録団体が資源回収業者に引き渡した再生資源の重量（その重量に1キログラム（廃食用油にあつては1リットル。以下同じ。）未満の端数があるときはそれを切り捨てるものとする。）1キログラムにつき4円を乗じて得た額とする。

（奨励金の交付申請）

第7条 登録団体が、奨励金の交付を受けようとする場合は、次の各号に定める期間内に、門真市再生資源集団回収奨励金交付申請書（様式第3号）に、再生資源集団回収明細書（様式第4号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 上半期については、7月11日から31日までの期間
 - (2) 下半期については、1月11日から31日までの期間
- (奨励金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、奨励金の交付の可否を審査し、交付すべきものと決定したときは、門真市再生資源集団回収奨励金交付決定通知書（様式第5号）により当該登録団体に通知するとともに、口座振替の方法により奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた登録団体が、次の各号のいずれかに該当する場合はその交付決定の全部又は一部を取り消し、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が不適當と認めたとき。

(届出)

第10条 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、門真市再生資源集団回収実施団体登録事項変更届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

- 2 登録団体が、団体の登録を抹消するときは、門真市再生資源集団回収実施団体登録抹消届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成7年11月1日から同月30日までに第4条第1項の規定に基づき登録申請をし、同条第2項の規定に基づき登録を受けた団体に対する第5条第2項の規定の適用については、同項中「「登録日」」とあるのは、「11月1日」とする。
- 3 前項の場合における登録日の属する半期に係る集団回収の実施回数については、

第5条第1項中「定期的に3回以上」とあるのは「1回以上」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成7年11月1日から同月30日までに第4条第1項の規定に基づき登録申請をし、同条第2項の規定に基づき登録を受けた団体に対する第5条第2項の規定の適用については、同項中「登録日」とあるのは、「11月1日」とする。
- 3 前項の場合における登録日の属する半期に係る集団回収の実施回数については、第5条第1項中「定期的に3回以上」とあるのは「1回以上」とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。